



2025 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 山陰合同銀行
代 表 者 取締役頭取 吉川 浩
コード番号 8381 東証プライム
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長
高橋 毅
電 話 番 号 0852-55-1000 (代)

従業員向け株式報酬制度の正式導入および 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2025 年 3 月 10 日付で公表した従業員向け株式報酬制度「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の正式導入および第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託 E ロ）を割当先として行われるものですが、当行に対する役務提供の対価として当行の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 本制度の概要

当行は、2025 年 3 月 10 日付で当行グループの従業員に対する本制度の導入を公表しておりましたが、本日開催の取締役会において、先行して当行の従業員に対して本制度を導入することについて決議しました。（同取締役会において決議した本制度の詳細を定めた「株式給付規程」を、以下「本規程」といいます。）なお、グループ会社の従業員に対して本制度を導入する際には、改めてお知らせいたします。

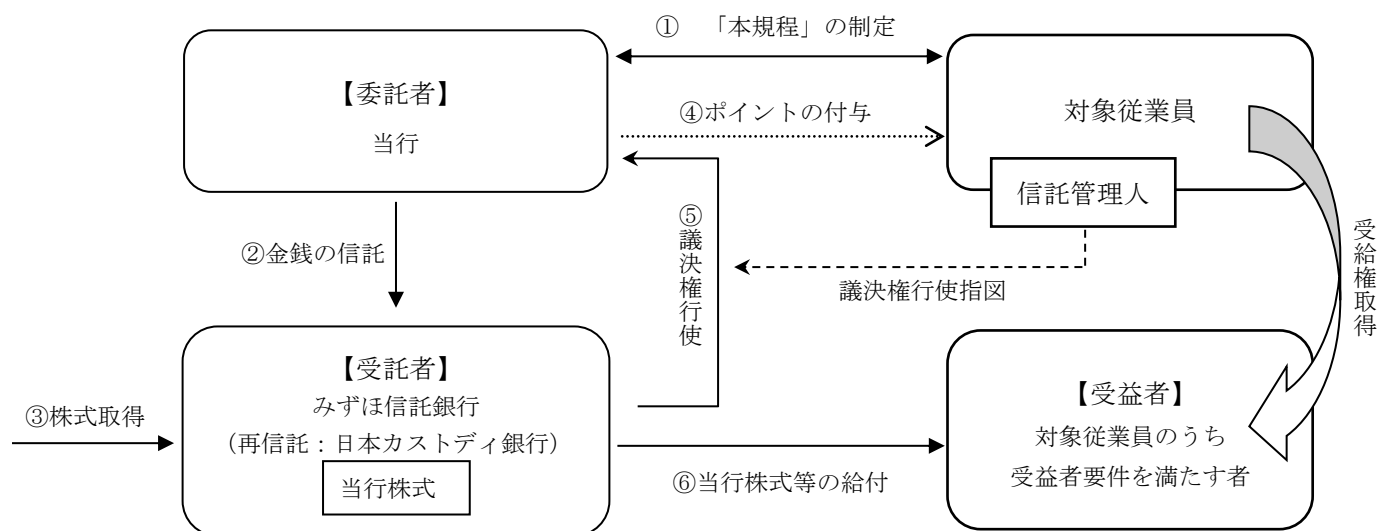
本規程に基づき、当行の従業員に対し、個人の業績貢献度および当行の業績達成度合いに応じてポイントを付与します。付与されるポイントは、当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当行株式等」といいます。）の給付に際し、ポイント 1 個につき、当行普通株式 1 株に換算されます。ただし、当行株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

当行の従業員のうち本規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当行株式について、本信託から給付を受けます。ただし、本規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代

えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。

本自己株式処分により株式会社日本カストディ銀行（信託 E ロ）に割り当てられる当行株式は、当行の従業員が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（信託 E ロ）において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた当行の従業員であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当行株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

【本制度の仕組み】



- ① 当行は、本制度の導入に際し「本規程」を制定します。
- ② 当行は、本規程に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引所市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行は、本規程に基づき対象従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、対象従業員のうち本規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式等を給付します。ただし、従業員が本規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

2. 本信託の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | : 株式給付信託（J-ESOP） |
| (2) 委託者 | : 当行 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 当行の従業員のうち本規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当行の従業員から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 信託の目的 | : 本規程に基づき信託財産である当行株式等を受益者に給付すること |
| (8) 本信託契約の締結日 | : 2025 年 9 月 11 日 |

(9) 金銭を信託する日 : 2025 年 9 月 11 日

(10) 信託の期間 : 2025 年 9 月 11 日から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

3. 本自己株式処分の概要

(1)	処 分 期 日	2025 年 9 月 11 日 (木)
(2)	処分する株式の種類および数	普通株式 365,200 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき金 1,369 円
(4)	処 分 総 額	499,958,800 円
(5)	処 分 予 定 先	当行の従業員 2,581 名 365,200 株 (注 1、2)
(6)	そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注 1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行 (信託 E ロ) です。

株式会社日本カストディ銀行 (信託 E ロ) は、当行とみずほ信託銀行株式会社との間で当行を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者 (再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行) とする信託契約 (以下「本信託契約」といいます。) を締結することによって設定される信託口です。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて当行の従業員への給付を行うために行われるものであり、当行に対する役務提供の対価として当行の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には当行の従業員を記載しております。

(注 2) 当行の従業員には、本制度に基づき、個人の業績貢献度および当行の業績達成度合いに応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式等を給付するため、上記株式数は最大数であり、実際に当行の従業員に給付される当行株式等の数は、当行の従業員の個人の業績貢献度および当行の業績達成度合いに応じて変動します。

4. 処分の目的および理由

本自己株式処分は、本制度の運営にあたって当行株式の保有および処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託 E ロに対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行 (信託 E ロ) を割当先として行われるものですが、当行に対する役務提供の対価として当行の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、本規程に基づき信託期間中に当行の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの (2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分) であり、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 156,977,472 株に対し 0.23% (2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 1,526,121 個に対する割合 0.24% (いずれも小数点第 3 位を四捨五入)) となります。当該処分数量は、上記 1. のとおり制定した本規程に基づき、信託期間中に当行の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの (2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分) であり、2025 年 3 月 10 日付「従業員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しています。

5. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当行普通株式の終値 1,369 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当行の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 1,369 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 1,317 円（円未満切捨）に対して 103.95%を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 1,264 円（円未満切捨）に対して 108.31%を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 1,254 円（円未満切捨）に対して 109.17%を乗じた額となっています。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しています。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上